

琉球大学医学部附属病院研修登録医受入れ規程

平成元年 6月26日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、医師及び歯科医師の生涯学習に資するとともに、琉球大学医学部附属病院（以下「本院」という。）と地域の診療所、病院等との連携を促進し、地域医療の発展に寄与することを目的として、本院における研修登録医の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研修登録医」とは、第4条の規定により許可を受け、本院において医療に関する研修を行う者をいう。

2 研修登録医となることのできる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後2年以上を経過した者とする。

(申請)

第3条 研修登録医の許可を受けようとする者は、別紙様式第1号の申請書に、履歴書及び所属医師会会長若しくは所属歯科医師会会長又は所属長の推薦書を添え、琉球大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に申請するものとする。

2 前項の申請は、研修開始の日の1月前までに行うものとする。

(許可)

第4条 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、本院の診療業務に支障がないと認めるときは、当該診療科長の同意を得て、期間を定めてその受入れを許可することができる。

(登録)

第5条 病院長は、前条の規定により受入れを許可したときは、助教以上の教員の中から指導教員を定め、別紙様式第2号の研修登録医台帳に登録し、別紙様式第3号の研修登録医登録証を交付するものとする。

(受入期間)

第6条 研修登録医の受入期間は、1年以内とする。ただし、会計年度を越えて受け入れることができない。

(受入期間の更新)

第7条 病院長は、研修登録医が受入期間の更新を申請したときは、当該診療科長の同意を得て、これを許可することができる。

2 前項の申請は、研修期間満了の日の1か月前までに、別紙様式第4号の申請書により行うものとする。

(研修料)

第8条 研修登録医の研修料は、国立大学法人琉球大学料金規程に定めるとおりとする。

第9条 研修登録医として受入れを許可されたときは、研修料を前納しなければならない。

2 前項の規定により納付された研修料は、還付しない。

3 前条及び前2項の規定にかかわらず、大学病院連携型高度医療人養成推進事業で他大学から受け入れる研修登録医については、研修料を徴収しない。

(研修登録医の辞退)

第10条 研修登録医は、研修登録医を辞退しようとするときは、当該診療科長を経て、病院長に願い出なければならない。

2 前項の願い出は、別紙様式第5号の辞退願書により行うものとする。

(規則の遵守)

第11条 研修登録医は、琉球大学が定める諸規則を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第12条 研修登録医が前条の規定に違反し、又は研修登録医としてふさわしくない行為があったときは、病院長は研修登録医の受入れの許可を取り消すことができる。

(診療及び研究への参加)

第13条 研修登録医は、当該診療科長の監督を受け、指導教員の指導の下に、病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加することができる。

2 研修登録医は、当該診療科長の監督を受け、指導教員の実施指導の下に、自らが紹介した患者の診療に参加することができる。

3 研修登録医は、琉球大学附属図書館長の許可を得て、琉球大学附属図書館を利用することができる。

(診療報酬の帰属)

第14条 研修登録医が診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、本院に帰属するものとする。

(損害賠償等)

第15条 研修登録医は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させて場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第16条 研修登録医の受入れに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研修登録医の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年 6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年 4月30日から施行し、平成 9年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月20日から施行し、平成21年 8月24日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年 5月20日から施行し、平成26年 4月 1日から適用する。